

「兵庫津で踊る！」イベント業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 地元出身の著名アーティスト・舞台演出家“やなぎ みわ”氏の監修のもと、地域団体と連携し、「踊り念仏×現代アート複合イベント」を兵庫津ミュージアム等において開催することを通じて、県庁発祥地が持つ歴史・地域資源の魅力を広く発信することを目的とする「「兵庫津で踊る！」イベント業務」(以下「業務」という))を委託するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 1 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- 2 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- 1 プロポーザルの実施の目的に関すること。
- 2 プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- 3 プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- 4 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- 5 応募に関する図書(以下「応募図書」という。)の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- 6 応募に要する費用に関すること。
- 7 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して10日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4項の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知

しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画部地域振興課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県企画部地域振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。